

議案第15号

福岡県小郡市の公の施設を基山町の住民の利用に供させることに関する協議
について

福岡県小郡市と基山町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により、福岡県小郡市の公の施設を基山町の住民の利用に供させることについて協議を行い、協定を締結するに当たり、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

基山町長 松田 一也

提案理由

福岡県小郡市の公の施設である公共下水道施設を基山町の住民の利用に供させるに当たっての協議については、地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決を必要とするため。

令和8年3月12日原案可決

小郡市の公の施設を基山町の住民の利用に供させることに関する
協定（案）

福岡県小郡市（以下「甲」という。）と佐賀県三養基郡基山町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、甲の公の施設を乙の住民の利用に供させることについて、次のとおり協定を締結する。

（利用する施設）

第1条 乙の住民の利用に供させる甲の公の施設は、荻又力武污水幹線（以下「甲の施設」という。）とする。

（利用する住民）

第2条 甲の施設を利用することができる乙の住民は、別図に掲げる区域の住民（以下「乙の住民」という。）とする。

（利用方法）

第3条 乙は、乙の公共下水道を甲の施設に接続し、乙から発生する汚水を流入させるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間の終了日までに乙の公共下水道が甲の施設に接続していないことを甲乙で確認した場合は、その日を協定期間の終了日とする。

（流入汚水量）

第5条 乙が甲の施設に流入することができる汚水量は、日最大1,950立方メートルとする。

（経費の負担）

第6条 甲の施設を乙の住民の利用に供させることに伴う経費は、乙の負担とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲：福岡県小郡市

代表者

小郡市長

加地良光

乙：佐賀県三養基郡基山町

代表者

基山町長

松田一也

